

藤沢市電気自動車等用充電設備設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、藤沢市内の電気自動車の普及促進を図るため、市内に電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車用充電設備を設置する事業者に対し、その費用の一部を補助することについて藤沢市補助金交付規則(昭和35年藤沢市規則第11号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電気自動車 搭載された電池によって駆動される電動機のみを原動機とし、内燃機関を併用しない検査済自動車をいう。
- (2) プラグインハイブリッド自動車 搭載された電池によって駆動される電動機と内燃機関を原動機として併用し、かつ外部からの充電が可能な検査済自動車をいう。
- (3) 電気自動車等 電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車をいう。
- (4) 急速充電設備 電源から充電用の直流電力を作り出す電源装置及び電気自動車等に搭載された電池への充電を制御する機能を共に有する、一基当たりの定格出力が10kW以上のもので、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたものをいう。
- (5) 普通充電設備 漏電遮断機能及びコントロールパイロット機能を有する一基当たりの定格出力が10kW未満のもので、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたものをいう。
- (6) 対象充電設備 電気自動車等に充電するための設備であって、次に掲げる要件をいずれも満たすものをいう。
 - ア 急速充電設備又は普通充電設備であるもの
 - イ 国の補助金交付対象の電気自動車等用充電設備であるもの
 - ウ 未使用品であるもの
 - エ 次に掲げる要件をいずれも満たし、一般の用に供するもの
 - (ア) 電気自動車等用充電設備が公道に面した入口から誰もが自由に入出りできる場所にあること。
 - (イ) 電気自動車等用充電設備の利用者を限定せず、他のサービスの利用又は物品の購入を条件としていないこと。ただし、時間貸し駐車場等における駐車料金の徴収は可とする。
 - (ウ) 充電場所を示す案内板を当該施設の入り口に設置すること。
 - (エ) 電気自動車等用充電設備の利用を会員制により行う場合、非会員であっても何らかの方法により利用可能とすること。
 - (オ) 電気自動車等用充電設備を設置する土地の使用権限を有していること。(借地の場合は、土地の使用許諾及び電気自動車等用充電設備を設置することの許諾

を取り、許諾を証する書類の提出が可能であること。)

(7) 補助事業 対象充電設備が設置されていない場所への設置をいう。

(補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費は、次に掲げる対象充電設備の設置等に要する経費とする。

(1) 対象充電設備本体及び付属品の設備費

(2) 設置工事費

2 前項第2号において対象となる設置工事費は、基礎・据付工事、搬入・運搬工事、電気配線工事、通信線工事、配管工事、ブレーカー工事、開閉器盤設置工事、掘削・埋設工事、建柱工事、デマンド工事、課金デバイス工事、ハンドホール設置工事、特別措置に基づく受電工事、案内板設置工事、ライン引き工事、路面表示工事、屋根設置工事、小屋設置工事、防護用部材設置工事、電灯設置工事等補助金の交付の対象として本市が認める経費とする。

3 国又は地方公共団体の公的資金を財源とした補助制度における補助金の交付を受ける場合は、本市の補助対象経費から該当する経費に係る補助金額を控除するものとする。

4 補助対象経費に自社製品の調達又は関係会社からの調達分(設置工事等を含む。)がある場合、利益等を排除した額を補助対象経費として決定することとする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることのできる者は、第11条に規定する期日までに、同条に規定する完了届を提出できる者であって、次に掲げるすべての要件を満たす者とする。

(1) 現に市内に事業所を有し、又は第11条に規定する完了届を提出する日までに事業所を市内に新設する事業者。新設する場合、第7条第1項第11号に係る書類で確認できる所在地が市外にある場合でも対象となる。

(2) 市内に設置場所があること。

(3) 市税(第7条第1項第2号において提出することを規定する納税証明書に係る法人市民税又は住民税を含む。)に滞納がないこと。

(4) 対象充電設備の設置等に関する工事を市内に事務所若しくは事業所がある事業者又は個人に請け負わせること。

(補助金額)

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。(国等から補助金の交付を受ける場合の補助対象経費は、第3条第3項のとおり)

(1) 急速充電設備 補助対象経費(消費税及び地方消費税を除く。)の5分の4とし、500,000円を上限とする。

(2) 普通充電設備 補助対象経費(消費税及び地方消費税を除く。)の全額とし、150,000円を上限とする。

2 前項の規定による補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨

てるものとする。

(制限)

第6条 補助金の交付は、1事業者に対して1年度につき1基限りとする。ただし、市長が特に必要があると認めた場合は、この限りでない。

2 補助金の交付は、予算の範囲内で行うものとする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、申請日の属する年度の2月末日（当日が、土曜日又は日曜日の場合は、翌開庁日）までに、藤沢市電気自動車等用充電設備設置費補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、補助事業の着手前に市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費積算額内訳書（第1号様式別紙）
- (2) 対象充電設備と案内板を設置する場所を示す案内図
- (3) 対象充電設備と案内板の設置場所がわかる位置図及び設備の仕様と図面
- (4) 対象充電設備と案内板を設置しようとする場所の設置前の現況の写真
- (5) 対象充電設備の設備費の見積書の写し及び設置工事請負契約書の写し（契約書に補助対象経費の内訳明細が記載されていない場合、内訳書を添付）
- (6) 対象充電設備を設置する土地の登記事項証明書
- (7) 申請者と対象充電設備の設置場所の土地所有が異なる場合は、土地の利用及び対象充電設備の設置に関する許諾書又はこれに代わるもの
- (8) 自社又は資本関係にある会社から調達する場合は、利益等を排除した補助対象経費の算定根拠
- (9) 国又は地方公共団体の公的資金を財源とした補助制度における補助金の交付を受ける場合においては、当該補助金に関する補助金の交付を申請していることが確認できる書類（交付申請書等）の写し及び当該補助金額に係る補助対象経費の内訳を示す資料
- (10) 一般の用に供するための事業計画
- (11) 法人の場合は、法人登記簿謄本又は履歴事項全部証明書（それぞれ3か月以内に発行したもの）、個人事業主の場合は前年の確定申告等の写し、個人事業税の証明（3か月以内に発行したもの）等個人事業主であることが確認できる書類
- (12) 次に掲げる場合にあつては該当する書類
 - ア 法人の場合
 - (ア) 申請日現在本市に事業所を設立する予定の場合において、申請日の属する年度の法人市民税の最初の納期限が到来する日（アの項において「申請年度最初の納税期限日」という。）までに申請する場合 本社等、拠点となる建物の所在地（以下「本拠地」という。）が発行する申請日の属する年度の前年度の法人市民税納税証明書
 - (イ) 申請日現在本市に事業所を設立する予定の場合において、申請年度最初の納税期限日の翌日以降申請する場合 本拠地が発行する申請日の属する年度の当年

度の法人市民税納税証明書

(ウ) 申請日前に本市に事業所を設立した場合（申請日現在本市に1年以上継続して、事業所を有している場合を除く。）において、申請年度最初の納税期限日までに申請する場合 本拠地が発行する申請日の属する年度の前年度の法人市民税納税証明書

(エ) 申請日前に本市に事業所を設立した場合（申請日現在本市に1年以上継続して、事業所を有している場合を除く。）において、申請年度最初の納税期限日翌日以降に申請する場合 本市が発行する申請日の属する年度の当年度の法人市民税納税証明書

イ 個人事業主の場合

(ア) 申請日現在本市に転入する予定の場合において、申請日の属する年度の住民税の最初の納期限が到来する日（イの項において「申請年度最初の納税期限日」という。）までに申請する場合 対象となる年度の課税地が発行する申請日の属する年度の前年度の住民税納税証明書

(イ) 申請日現在本市に転入する予定の場合において、申請年度最初の納税期限日の翌日以降申請する場合 対象となる年度の課税地が発行する申請日の属する年度の前年度の住民税納税証明書

(ウ) 申請日の属する年度の前々年度の1月2日以降本市に転入した場合において、申請年度最初の納税期限日までに申請する場合 対象となる年度の課税地が発行する申請日の属する年度の前年度の住民税納税証明書

(エ) 申請日の属する年度の前年度の1月2日以降本市に転入した場合において、申請年度最初の納税期限日の翌日以降申請する場合 対象となる年度の課税地が発行する申請日の属する年度の前年度の住民税納税証明書

(13) その他市長が必要と認めるもの

(交付決定等)

第8条 市長は、前条に規定する申請があったときは、内容を審査してその適否を決定し、その結果を、藤沢市電気自動車等用充電設備設置費補助金交付・不交付決定通知書（第2号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

(交付条件)

第9条 市長は、前条の規定により交付を決定した場合において、補助金の交付の目的を達成するため、必要な指示をし、又は条件を付することができる。

(補助事業の内容変更等)

第10条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止しようとするときは、あらかじめ藤沢市電気自動車等用充電設備設置費補助事業計画変更・中止承認申請書（第3号様式）に変更内容が確認できる書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に提出を必要と認めない場合は、省略することができる。

2 市長は、前項に規定する変更承認の申請があったときは、内容を審査してその適否

を決定し、その結果を、藤沢市電気自動車等用充電設備設置費補助事業計画変更・中止承認等通知書（第4号様式）により、申請者に通知するものとする。

3 前条の規定は、前項の規定により承認を決定した場合において準用する。

（事業の完了）

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その日から起算して30日以内又は完了した日の属する年度の3月20日（当日が閉庁日の場合は、翌開庁日）のいずれか早い日までに、藤沢市電気自動車等用充電設備設置費補助事業完了届（第5号様式。以下「完了届」という。）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

- (1) 補助対象経費精算額内訳書（第5号様式別紙）
- (2) 対象充電設備設置に係る申請者宛の領収書の写し
- (3) 設置した対象充電設備と案内板及びその他の状況が確認できる写真
- (4) 国又は地方公共団体の公的資金を財源とした補助制度における補助金の交付を受ける場合においては、当該補助金の金額が確定したことを示す通知書の写し、当該事業の実施が確認できる書類（実績報告書等）及び当該補助金額に係る補助対象経費の内訳を示す資料
- (5) 設置した対象充電設備の保証書
- (6) 自社又は資本関係にある会社から調達した場合は、利益等を排除した補助対象経費の算定根拠
- (7) 申請時において、本市に事業所を有していない場合は、補助事業者が本市に事業所を設置したことが分かる資料（法人登記簿謄本又は履歴事項全部証明書若しくは建物に係る全部事項証明書（それぞれ3か月以内に発行したもの）など）
- (8) その他市長が必要と認めるもの

2 市長は、前項に規定する完了届が提出されたときは、その内容を審査し、補助事業の完了の検査をすることができる。

（補助金の支払）

第12条 補助事業者は、前条第1項に規定する完了届を提出後、速やかに、藤沢市電気自動車等用充電設備設置費補助金交付請求書（第6号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する請求があったときは、請求日から起算して30日以内に補助金を交付する。

（取得財産の管理及び処分等）

第13条 補助事業者は、補助金の交付を受けて取得した財産（以下「取得財産」という。）を、善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的な運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、取得財産の設置の日から起算して5年を経過するまでは、市長の承認を受けずに補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸付け又は担保に供するなどの処分（以下「処分等」という。）をしてはならない。

- 3 前項に規定する処分等を行う場合は、交付を受けた補助金に前項の期間から使用月を引いた値を前項の期間で除した値を乗じて算出した金額（100円未満切り捨て）を返納しなければならない。なお、1か月に満たない使用月については使用月に含めないものとする。
- 4 補助事業者は、第2項の市長の承認を受けようとするときは、あらかじめ取得財産の処分等に関する承認申請書（第7号様式）を市長に提出しなければならない。
- 5 市長は、前項に規定する承認申請があったときは、その内容を審査してその適否を決定し、その結果を取得財産の処分等に関する承認通知書（第8号様式）により、申請者に通知するものとする。
- 6 市長は、必要があると認めるときはその管理及び運用の状況を調査することができるものとする。

（交付決定の取消し）

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 中止の承認を受けたとき。
 - (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
 - (3) 補助金を他の用途に使用したとき。
 - (4) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
 - (5) この要綱の規定に違反したとき。
 - (6) 取得財産の設置の日から起算して5年以内に処分等を行ったとき。
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、補助金の使途が不相当と認められたとき。
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、藤沢市電気自動車等用充電設備設置費補助金交付決定取消通知書（第9号様式）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第15条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に対して既に補助金が交付されているときは、藤沢市電気自動車等用充電設備設置費補助金返還命令書（第10号様式。以下「命令書」という。）により期限を定めてその返還を命ずるものとする。

- 2 補助事業者は、前項に規定する命令を受けたときは、命令書に記載のある期限内に当該補助金を市長に返納しなければならない。

（備付帳簿）

第16条 補助事業者は、補助事業に係る収支及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間は保管整備しておかなければならない。

（調査）

第17条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、対象充電設備の設置工事の状況及び設置後の稼働状況等について、施工現場等において調査することができる。

(協力)

第18条 市長は、補助金の交付を受けた者に対し、次に掲げる事項について協力を求めることができる。

(1) 電気自動車等用充電設備の設置に関するアンケート調査

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(雑則)

第19条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(検討)

2 市長は、令和8年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(検討)

2 市長は、令和9年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則

1 この要綱は、令和6年8月1日から施行する。

(検討)

2 市長は、令和9年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。